

生産緑地に係る農業の主たる従事者

証明書の申請について

1. 提出書類について (郵送での受付は行っていません)

相続登記済みの場合 (土地の所有権の移転登記済み)

①	<input type="checkbox"/>	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 (様式第1号)	2部
②	<input type="checkbox"/>	買取り申出生産緑地の明細書 (様式第2号)	2部
③	<input type="checkbox"/>	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る) 原本 (発行から3か月以内のもので最新のもの) インターネットでの取得は不可。	1部
④	<input type="checkbox"/>	案内図 (住宅地図のコピー等 該当農地を朱色で囲んでください。)	1部
⑤	<input type="checkbox"/>	公図の写し (発行から3か月以内のもので最新のもの。法務局または市課税課等で取得。該当農地を朱色で囲んでください。) インターネットでの取得は不可	1部
⑥	<input type="checkbox"/>	事由が故障の場合, 故障の認定通知 (まちづくり計画課発行) 写し	1部
⑦	<input type="checkbox"/>	委任状 (申出者以外の者が手続きをする場合。)	1部

相続登記が済んでいない場合 (土地の所有権移転未登記) は, 下記の書類も添付してください。

⑧	<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書 写し	1部
⑨	<input type="checkbox"/>	法定相続人の確認ができる書類 【被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本 (除籍・改製原を含む) 及び相続人の戸籍謄本 (全部事項証明書) など】	1部
⑩	<input type="checkbox"/>	相続人関係図	1部
⑪	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図の写しで代用可 (法務局で取得)	1部

※注) その他, 状況に応じて他の添付書類が必要な場合があります。
事前に農業委員会事務局に御相談ください。

2. 農業委員による「現地調査」について

書類の提出後に, 地区担当の農業委員・事務局にて日程調整後に申請者御本人様立ち会いのもと現地調査を実施します。申請者からの事情聴取, 現地調査等により従事事実の確認を行いますので, 申請者御本人様には必ず立ち会っていただきます。なお, この現地調査の日時等を連絡するため, 申請者御本人様との連絡がつながる電話番号を書類の提出時に伺います。

3. 証明書が発行されるまで

申請書の提出は毎月25日までです。申請書を受付けてから農業委員による現地調査を行い, 農業委員会総会 (翌月20日開催) で審議決定してから証明書が発行されます。

4. その他

生産緑地の買取り申出については, まちづくり計画課が窓口となります。詳細はまちづくり計画課 (市役所第2庁舎2階・内線454) へお問い合わせください。

農業委員会事務局

042-325-0111 (内線394)